週休２日促進工事特記仕様書

１　本工事は、三条市週休２日促進工事の対象案件である。

２　受注者は、受注後速やかに週休２日促進工事希望の有無について、監督員と協議を行うものとする。

３　本工事は、週休２日達成が確認された場合に現場の閉所状況に応じて次のとおり補正し増額変更を行う。

(1) 土木工事

労務費、機械経費（賃料)、市場単価、標準単価、間接工事費率

(2) 営繕工事

労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)

４　協議により実施する場合は、『三条市週休２日促進工事実施要領』に基づき行うものとする。

５　その他詳細は、実施要領を確認すること。

６　実施要領は、三条市ホームページから入手できる。

三条市総務部財務課統計・契約係ホームページ

https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/somubu/zaimuka/toukeikeiyaku/nyuusatujouhou/sintyakujouhouosirase/16910.html